

# 印章規程

制定 平成 18 年 4 月 1 日

## 印章規程

(目的)

**第1条** この組合が使用する印章及びその取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(印章の設備範囲及び規格等)

**第2条** 印章の設備範囲、規格及びその管理者は、別表のとおりとし、その設備個数は各1個とする。

(押印の行使)

**第3条** 印章は、外部発送の文書、証書又は資金の出納管理上等押印の必要ある場合に、管理者自らこれを行使するものとする。

(印章の保管)

**第4条** 印章は、鍵のかかる容器に収めて、一定の場所にこれを厳重に保管するものとする。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表

設備範囲	規 格		管理者
	寸 法	彫刻文字	
理事長印	1.8×1.8 ㊦丸型	エイチ・アイ・エス健康保険組合理事長之印	常務理事
組 合 印	2.3×2.3 ㊦角型	エイチ・アイ・エス健康保険組合之印	事 務 長